

静岡県 島田市

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書

通知書番号

納
付
場
所

全国の地方税統一 QR 対応金融機関
島田市指定金融機関市役所派出所
静岡銀行 スルガ銀行 清水銀行 静岡中央銀行 名古屋銀行 静岡県労働金庫
島田掛川信用金庫 しずおか焼津信用金庫 大井川農業協同組合 ゆうちょ銀行・郵便局
納付書の裏面に記載してある全国のコンビニエンスストア
*ゆうちょ銀行・郵便局は、納期限が過ぎたものはお取り扱いできません。
*コンビニエンスストアで納付する場合は、納付書の裏面に記載してある「(ご注意)」をご確認ください。
*金融機関名及びコンビニエンスストアの名称は変更される場合があります。

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので地方税法第41条、第319条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

注意：個人情報保護のため、課税内容等の詳細は電話ではお答えできません。

※令和5年度以前において「市民税・県民税・森林環境税」とあるのは「市民税・県民税」と読み替えてください。
※同封の納付書は直接機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
※裏面もご覧ください。

※この通知書の内容に関するお問い合わせ先

島田市役所

課税について……課税課 市民税担当 電話(0547)36-7140

納付について……納税課 収納担当 電話(0547)36-7138

静岡県 島田市

市民税・県民税・森林環境税 課税明細①

(単位：円) 氏名

通知書番号

◎総合課税所得

収入	給	与				
	公	的	年	金		
	営	業	等			
	農		業			
	不	動	産			
	利		子			
	配		当			
	給		与			
	公	的	年	金		
	純(公的年金以外)					
総合譲渡・一時						
総所得合計						

◎分離課税所得

山	林	等					
			短期	一	般		
			長期	軽	減		
				一	般		
				優	良		
			居	住			
特別控除額計							
株式等の譲渡							
上場株式等の配当等							
先物取引							

◎繰越損失控除

純	損	失		
繰	損	失		
上場・株配当・先物・居住				

◎所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除金額
雑	損
医	療
社	会
小	規
生	命
地	震
障・寡・ひ・勤	
配	偶
配	偶
扶	養
基	礎
所得控除合計	

控	老	扶				未	本									
		特	同	老	16		そ	同	特	そ	障	害	寡	特	寡	ひ
配	控	定	居	人	歳	の	居	別	の	害	婦	婦	夫	と	り	労
	配	人	内	人	未	他	内	人	人	特	無	婦	夫	親	学	生
		人	人	人	満	人	人	人	人	別	無	婦	夫	親	生	生
		人	人	人	年	人	人	人	人	無	婦	夫	親	生	生	生

※同居老親扶養がある場合は、老人及び同居老親の両方の欄に該当人数が表示されます。

※同居特別障害がある場合は、特別及び同居特別の両方の欄に該当人数が表示されます。

静岡県 島田市

市民税・県民税・森林環境税 課税明細②

通知書番号

氏名

区分		課税標準額(円)	市民税(円)	県民税(円)	
所得割額	総所得等				
	山林等				
	分離課税	短期譲渡			
		長期譲渡			
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
	先物取引				
	調整控除額	△		△	
	配当控除額	△		△	
	住宅借入金等特別税額控除額	△		△	
寄附金税額控除額	△		△		
外国税額控除額等	△		△		
配当控除額・株式譲渡所得控除額	△		△		
差引後所得割額					
均等割額					
合計					
			森林環境税(円)		

合計年税額	給与からの特別徴収税額	公的年金からの特別徴収税額	普通徴収税額	<small>前年度より訂正することができなかった配当所得・株式等譲渡所得等に係る</small> 円
円	円	円	() 円	還付額 円

(納税者保管)

静岡県 島田市

市民税・県民税・森林環境税 課税明細 ③

通知書番号

氏名

◎普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の納付額及び納期限

期 別	納 付 額(円)	配当割・譲渡割充当又は委託納付額(円)	充当又は委託納付後納付額(円)	納 期 限

◎公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月、特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

仮徴収	徴 収 月	納 付 額(円)※	※ 4月、6月の納付額が、昨年度に通知した来年度仮徴収額の納付額と異なる場合は、昨年度に通知した額が実際に引き落とされます。詳しくは、左面の「○公的年金等（年金）からの特別徴収制度について」をご参照ください。	
			支 払 者 の 名 称	
本徴収	徴 収 月	納 付 額(円)	支 払 者 の 法 人 番 号	
			公 的 年 金 の 種 類	

(来年度仮徴収額)

仮徴収	徴 収 月	納 付 額(円)

本年度において公的年金から特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第 321 条の 7 の 8 の規定によって通知します。